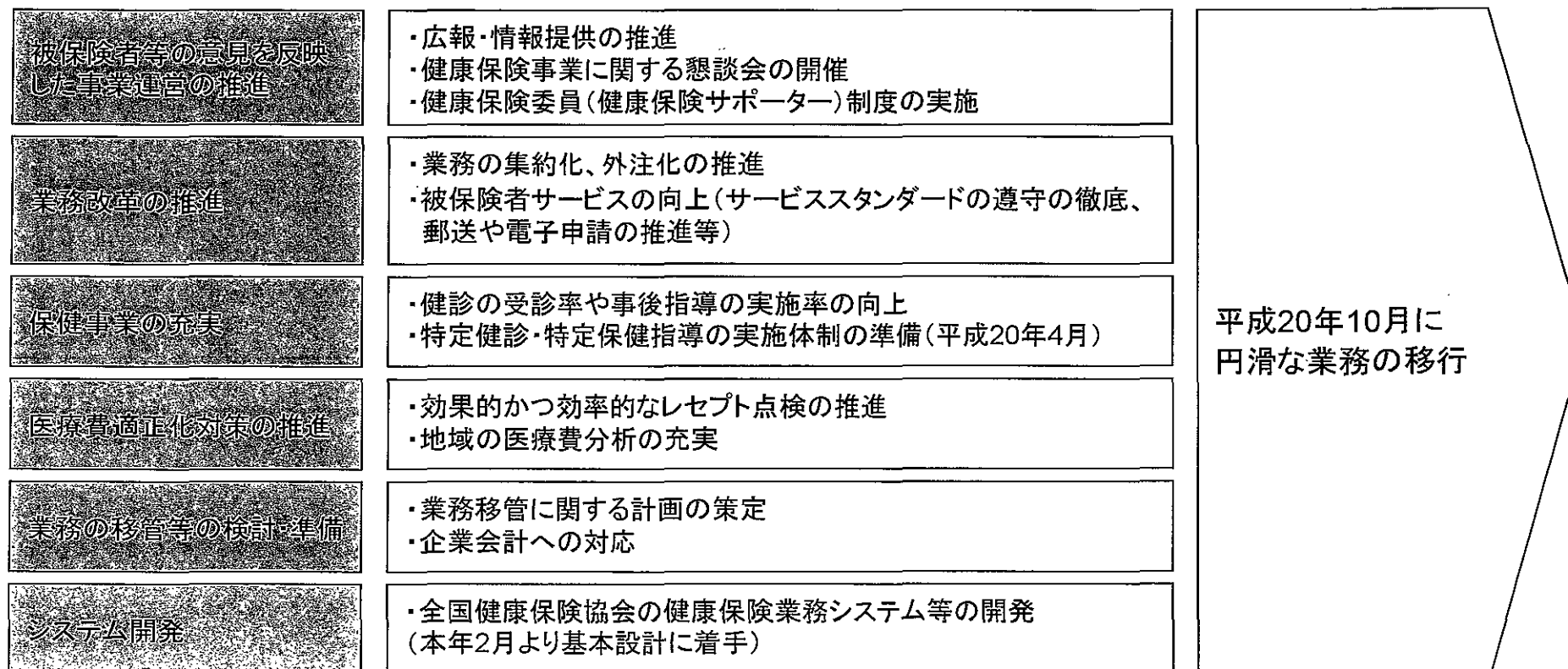


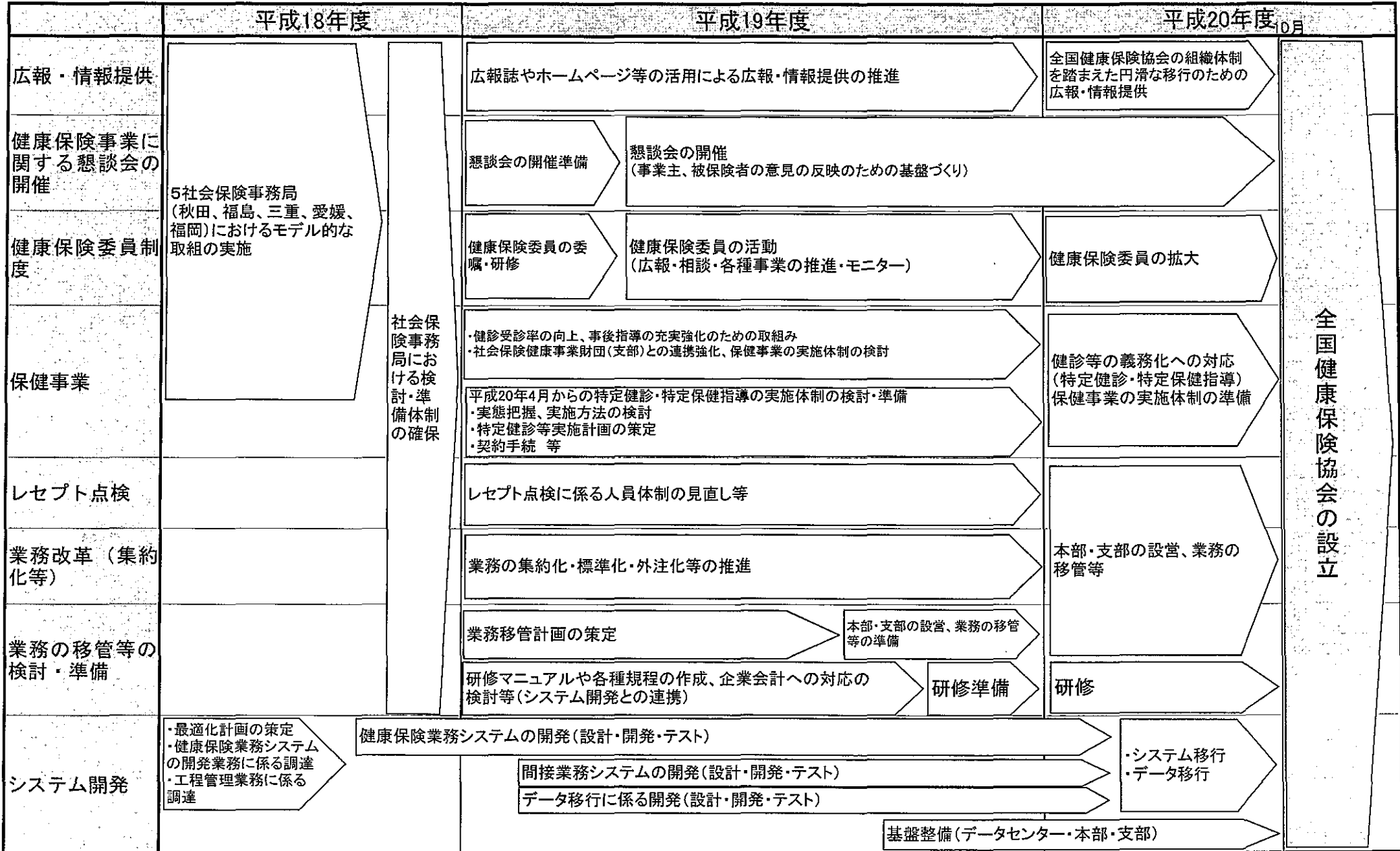
社会保険庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備について

社会保険庁においては、平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保健事業の充実など保険者機能の強化を図り、協会に健康保険業務を移管するための検討・準備を進めていく必要がある。

このため、平成18年8月から、5社会保険事務局(秋田、福島、三重、愛媛、福岡)において、全国のモデルとなる取組を先行的に開始したところであり、平成19年度は、全社会保険事務局において、公法人化を見据えた体制づくりや業務の移管等のための検討・準備を進めていきたいと考えている。

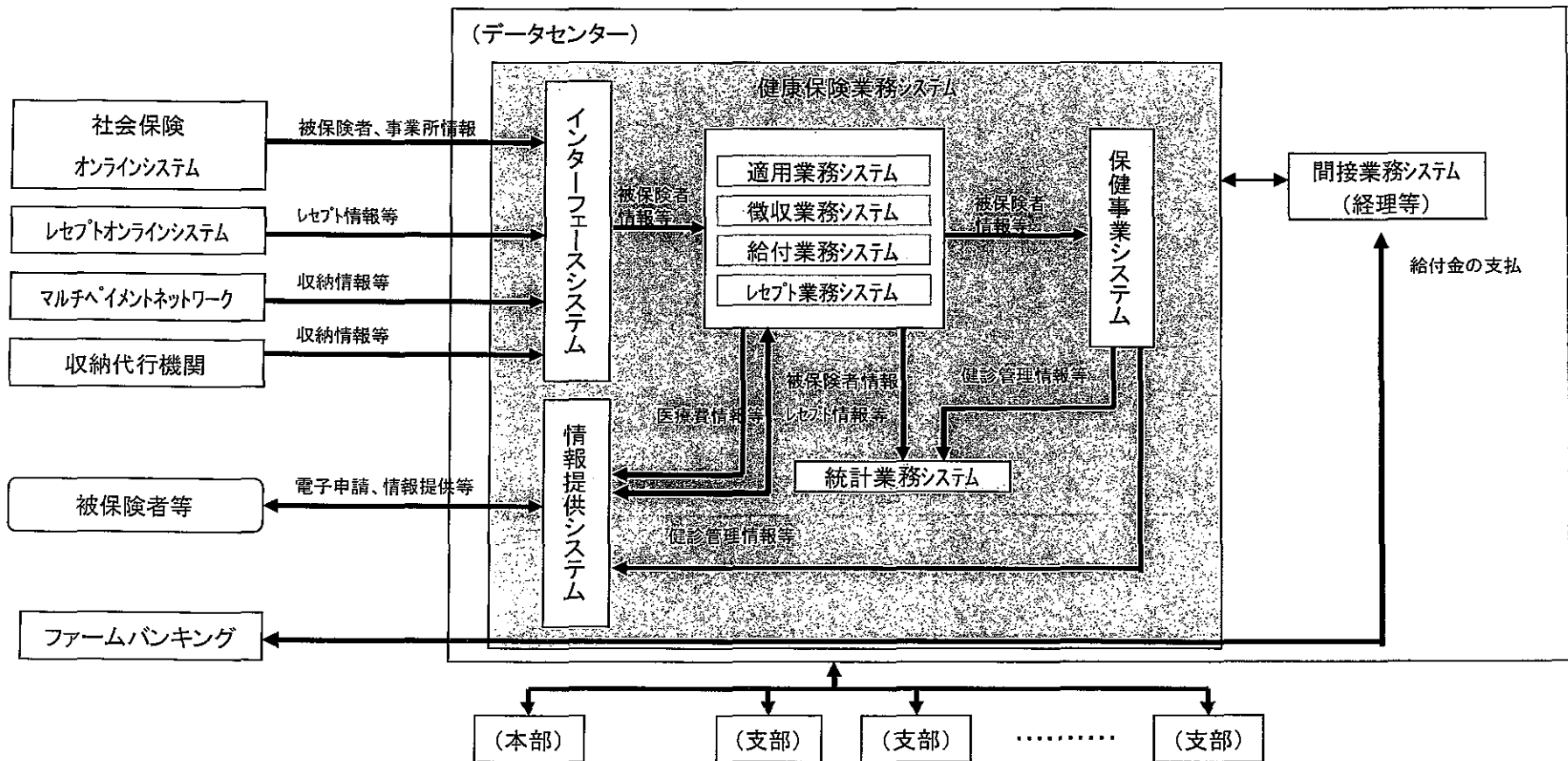


全国健康保険協会への健康保険業務の移管等のための検討・準備スケジュール(案)(イメージ)



全国健康保険協会の健康保険業務システムのイメージ

- 全国健康保険協会の健康保険業務システムについては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年10月31日改定)に基づき、①業務の効率化・合理化、②被保険者サービスの向上、保険者機能の強化、④安全性・信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、最適な業務・システムの構築に取り組むこととしており、基本設計に着手したところ。
- 健康保険組合で用いられている健康保険業務パッケージを最大限活用するとともに、ハードウェア及びソフトウェアについてはオープンシステムとすることにより、費用対効果に優れたシステムの構築を図ることとしている。



全国健康保険協会のシステム開発スケジュール(イメージ)

